

(案)

令和7年度
第3回湖西市国民健康保険運営協議会
令和8年1月8日
資料5

湖 市 保 第 号
令 和 8 年 1 月 8 日

湖西市長 田内 浩之 様

湖西市国民健康保険運営協議会
会長 彦 坂 昇

湖西市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和7年10月16日付け湖市保第463号をもって諮問のあった税率改定案について、当協議会において慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

1. 答申内容

令和8年度から導入される子ども・子育て支援金制度に対応するための国民健康保険税の税率改定については、改定案Aを適当と認める。

2. 答申理由

子ども・子育て支援金制度は、子育て世代を社会全体で支えることを目的とした制度であり、国民健康保険においても新たに事業費納付金の負担が生じるものである。

改定案Aの応能応益割合は、静岡県が示す標準保険料率に近い構成となっており、静岡県国民健康保険制度の方向性を踏まえた内容であるといえる。応能応益割合は、被保険者の負担構成を示す重要な指標であり、標準保険料率との乖離を抑えることは、将来的な制度運営や税率水準の見通しを立てる上でも一定の合理性があるものと認められる。

また、子ども・子育て支援金分の賦課方式を所得割および均等割の2方式とする点については、静岡県国民健康保険運営方針にのっとったものであり、適正であると認められる。

さらに、国が示す負担額の目安に基づき、令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げる内容であることから、被保険者の急激な負担増に配慮した適切な改定であると判断する。

3. 付帯意見

制度施行後においては、国民健康保険財政への影響を注視するとともに、被保険者に対する丁寧な周知に努めること。

以上